

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の概要	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。 2 固定資産税・都市計画税 地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。 ①償却資産申告書を作成し、送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。 ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 3 軽自動車税 地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③現況確認調査、未申告調査を行う。 ④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。 4 収納・滞納整理 地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。 ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 ※法人市民税・事業所税・入湯税・市たばこ税・特別土地保有税については、対象人数が少ないため全項目評価書・基礎項目評価書ともに記載対象外となる。
③システムの名称	税収納管理システム、税証明システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税滞納整理システム、事業所税システム、その他税システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバ)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(税宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(標準準拠システム連携基盤)
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 財政局税政部税制課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		☐ 特に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 ☐ 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		☐ 特に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(デジタル庁策定)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認、登録経緯の記録をシステムに残すようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。 加えて、電子申告等を税システムに自動連携する仕組みを導入しており、人手を介在させる作業の縮減に努めていることから、リスクへの対策は「特に力を入れている」と考える。
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		☐ 特に力を入れて行っている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策		☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
		<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】		☐ 特に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
	判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6日条例第42号）以下、「条例」という。）	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成28年4月12日	I－5② 所属長	税制課長 市村 義範、市民税課長 入澤 豊、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 仲川 憲春	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成29年5月12日	I－3 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6日条例第42号）以下、「条例」という。）	札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらな
平成29年5月12日	I－5② 所属長	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成30年6月13日	I－4② 法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらな
平成30年6月13日	I－5② 所属長の役職名	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成31年3月7日	Ⅳ リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
令和2年6月16日	I－4② 法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	事後	データ標準レイアウトの改版に伴う変更のため、重要な変更にあたらな
令和4年7月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言整理による変更のため、重要な変更にはあたらな
令和4年7月19日	I－1 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）	事後	文言整理による変更のため、重要な変更にはあたらな
令和4年7月19日	I－4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	番号法の一部改正に基づく号数の修正及び項番追加のため、重要な変更にはあたらな
令和4年7月19日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 〔特に力を入れている〕	事後	現在の運用を踏まえた修正であり、リスクを変動させるものではないため重要な変更にはあたらな
令和4年7月19日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 〔特に力を入れている〕	事後	現在の運用を踏まえた修正であり、リスクを変動させるものではないため重要な変更にはあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。	札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例（以下「地方税法等」という。）により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例（以下「地方税法等」という。）により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）（以下「地方税法等」という。）により、地方税又は森林環境税（以下「地方税等」という。）の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	森林環境税法の施行及び番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	1 個人住民税 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養は正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得（市・道民税）証明書等を交付する。	1 個人住民税（森林環境税を含む） 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養は正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得（市・道民税）証明書等を交付する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-4 ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事前	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	I-1 ③システムの名称	税収納管理システム、税証明システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税滞納整理システム、事業所税システム、その他税システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（市中間サーバー）、システム基盤（団体内統合宛名）、システム基盤（個人基本）、システム基盤（税宛名）、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム	税収納管理システム、税証明システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税滞納整理システム、事業所税システム、その他税システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（市中間サーバー）、システム基盤（団体内統合宛名）、システム基盤（個人基本）、システム基盤（税宛名）、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤（標準準拠システム連携基盤）	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	IV-8 人手を介在させる作業	(新設)	〔人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か〕 特に力を入れて行っている。 〔判断の根拠〕 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(デジタル庁策定)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認、登録経緯の記録をシステムに残すようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。 加えて、電子申告等を税システムに自動連携する仕組みを導入しており、人手を介在させる作業の縮減に努めていることから、リスクへの対策は「特に力を入れている」と考える。	事前	様式改正に伴う記載事項の追加であるため、重要な変更にはあたらない。